住民主導による地域計画の策定

名張市

<u>の取</u>組の概要

各地域に一定の金額の交付金を交付し、地域住民の知恵やアイディアによる施策や事業の実践に充てる「ゆめづくり地域予算制度」を導入。従来の補助金制度と異なり、事業を限定せず、地域住民はこれを用いた事業を自由に立案。社会福祉、健康増進、防災活動など地域の実情にあった事業を実施。実施にあたっては、住民の参加により実践機能とチェック機能を有する「地域づくり委員会」を地域ごとに組織、設置し、地域内事業の検討、審査、決定、地域づくり事業計画の策定、事業実施、決算、監査、評価、報告及び公開を実施。

の名張市の概要



名張市の概要

市役所所在地

●三重県名張市鴻之台1番町1番地

人口

●83,987人

※H17.3.31現在(住民基本台帳人口)

の取組について

1. 取組の背景

- ・ 現市長は住民主体のまちづくり (地域力の向上) の方針を公約にして当選。就 任直後の「施政方針」で「地域予算制度」に言及した。
- ・ 平成 14 年 9 月の財政非常事態宣言を契機に、同市では市政の見直しを最重点 課題に位置付け、翌 15 年 3 月にその解決に向けての指針である「市政一新プログラム」を策定。「ゆめづくり地域予算制度」は、この一環として、「従来の画一的、限定的な補助金制度(敬老会補助や資源ごみ回収補助など)を廃止し、使途自由で補助率もない交付金を市内 14 の地域づくり委員会に交付し、住民自らがまちづくりに取り組むための財政支援」として導入された。

2. 取組の具体的内容

■ゆめづくり地域予算制度

(制度概要)

・ ゆめづくり地域予算制度は、従来の補助金制度と異なり、事業を限定したり、 補助率を設けない「ゆめづくり地域交付金」として、地域に交付する。ゆめ づくり地域交付金は、地域住民の福祉増進、地域づくり推進に寄与するもの であれば、自由に使える。

(交付金の対象)

・ 交付金の対象は、地域住民の合意により実施する地域づくり事業であり、ハード・ソフトを問わない。但し、宗教活動及び政治活動は対象外である。

(基本額と加算額)

・「ゆめづくり地域交付金」には使途自由な「基本額」と、市からの委託事業 (公民館の地域委託や公園管理の委託など)相当額を基本額に加算して交付 する「加算額」がある。

■地域ビジョンづくり(地区のまちづくり計画)

名張市では、住民主導による地域計画の策定を、住民参加により地域の現状や課題を掘り起こし、自らの地域特性に応じた計画となる地域の将来像(地域ビジョン)づくりと位置づけており、市はこの地域ビジョンづくりを支援していく。

さらに地域ビジョンを可能な限り総合計画の地区別計画に位置づけ、施策へ反映できるようにする。

参考 地区のまちづくり計画の例

桔梗が丘地区 まちづくりマスタープラン素案

〇 桔梗が丘の将来像 (抄)

桔梗が丘は名張市においての大規模住宅地開発の第1号で、大阪近郊では「なばり」 という地名を知らない人でも「桔梗が丘」は知っていると言われるほどであります。

しかし、公共施設等は老朽化が進み補修や建て替えが必要となっています。

緑豊かな環境等今あるものを大切に守っていく一方で、安全・快適・利便性等生活の 質的なものを追求し、新たなまちづくりをしなければなりません。

特に『まちづくり』は『人づくり』であると言われます。幸せは「もの」で感じるのではなく「心」で感じるものであり、"心のかよう"お付き合いを広めていく活動も積極的に進めなければならないと考えます。

この計画書は、桔梗が丘のいいところを生かし、"明日(あした)のある子どもたち"が誇れる、また皆様の"夢"をかなえられるまちづくりができればとの思いから、次の五つの柱で事業を展開していきます。

〇 五つの柱

- 1. 住み心地のよいまち(環 境) \sim 静かで、きれいで、緑豊かな桔梗が丘 \sim
- 2. 健康と福祉のまち(福 祉) \sim 子育てしやすい、高齢者にやさしい桔梗が丘 \sim
- 3. 交流とふれあいのまち (コミュニティ) \sim 世代間の活発な交流のある桔梗が丘 \sim
- **4. 安全・快適なまち(都市基盤)** ~ 安全で、災害に強いバリアフリーの**桔梗が丘** ~
- 5. 生涯学習のまち(教育・文化・スポーツ) \sim 地域住民が躍動する桔梗が丘 \sim

O 事業計画(抄) 2. 健康と福祉のまち(福祉)

[協働事業]

- a 学童保育の充実
 - ・ 桔梗が丘にある3ヶ所の学童保育施設の平等性を確保するため、連絡協議会の機能を強化し一体的な充実を進めます。
 - ・また、指導員は協議会雇用とするなど適正な人員配置に努めます。
 - ・ 土曜日開所に向けて、早期に実現できるよう関係機関と協議します。
- b <u>若者が楽しめる場所の創設</u>
 - ・ 現在の社会環境のなかで若者にも様々なストレスが蓄積し、青少年が加害者となった犯罪が全国各地で頻繁しておりますが、スケートボード場等の若者が楽しめストレスを発散することの出来る場所を設置することで犯罪の減少につながればと考えます。

行政や関係機関に積極的に働きかけ設置に向けた行動を実施します。

〔単独事業〕

イ 高齢者支援対策

・ 高齢化が進む桔梗が丘のなかで、一人暮らしの高齢者を対象に食事の準備・ 家の小修繕・部屋の掃除・庭の草引き並びに病院の送迎など、いつでも・どこでも ・ だれでも・すぐに手を差し伸べられる環境づくりが重要であると考え、「(仮称) なんでも屋お助けセンター」設立を進めます。

ロ 敬老の日の行事

・ 現在桔梗が丘地区の「敬老の日」の行事は桔梗が丘公民館において開催しておりますが、年々対象者が増加し公民館での開催が困難な状況であります。

開催場所・行事内容並びに主催団体などを含め抜本的に見直しをします。

(資料)

桔梗が丘まちづくり委員会ホームページ(http://www.kikyogaoka.com/)から抜粋

3. 取組にかかる事業費

- ・ 市から各「地域づくり委員会」に対し交付金を交付しており、平成 15、16 年 度共に予算額は、14 地区全体で 50,000 千円である。
- ・交付金(基本額)は、地域均等割(3割)と人口割(7割)で算定。なお、この予算の原資は、既存の補助金である「ふるさと振興事業補助金」「環境美化推進補助金」「資源ごみ集団回収事業補助金」「ごみ集積かご設置補助金」「各地区婦人会活動補助金」「青少年育成団体活動補助金(各地区社協分)」「老人保健福祉週間事業(敬老の日)」等を廃止して、その金額(約40,000千円)を充当することとした。
- ・ 公民館管理運営業務を受託する場合には、上記交付金(基本額)に加算額(管理費・運営費・人件費の委託事業相当額)が加算されて交付される。

4. 取組の体制

・名張市の地域予算制度は、住民により組織される「地域づくり委員会」、地域づくり委員会の会長で組織される「地域づくり協議会」が主体となり、それを「まちづくり支援室」と「地域振興推進チーム」という行政側が支援する形をとる。

図表 取組みの体制

<従来>

・補助金の交付 市が決めた事業内容にそっ (事業の限定、補助率を設定) て事業を実施 市の各担当室 各地区の被補助団体

<ゆめづくり地域予算制度>

・交付金の交付

(事業の限定や補助率の定めの

ない自由な資金)

市(まちづくり支援室) ──基本額──→ 14地区の地域づくり委員会

地域特性に合った事業を企画、実施

|市教育委員会(中央公民館) | --加算額--→ | 14 地区の地域づくり委員会

(公民館の地域委託)

5. 取組の成果

ゆめづくり地域予算制度が 2 年を経過する中で、自分たちの地域は自分たちでつくるという意識が出てきている。

この予算制度がきっかけになり、地域同士での相互調整・意見交換などが行われてきている。また、地域主体の事業手法の導入により、まちづくりの新たな発想が生まれる余地が広がったと考える。

公民館管理運営業務を受託した地域づくり委員会では、従来の公民館職員(市職員)に代わる地域事務員を、地域住民から公募等により雇用しており、地域の人材の発掘にもつながっている。また、公民館を生涯学習の拠点に加え、まちづくりの拠点として、従来の枠にとらわれない新たな展開をしていこうという意識や意欲が表れてきた。

6. 今後の課題

- 地域住民をどのように巻き込んでいくのか。今後のまちづくりの主体として 期待される「団塊の世代」をふくめて、新たな主体の形成や地域リーダーを 育成すること。
- ・ 地域づくり活動を行う役員が多忙を極める状況である。組織・活動の継続性 を維持するためにも地域づくり委員会の事務局のあり方を検討していく必要 がある。(常設事務局機能の設置等)
- ・ 制度として地域づくり委員会が設置されたが、それを支援する地域振興推進 チームの今後のあり方を検討すること。今後 NPO の活動が成長・拡大してい くとすれば、地域づくり委員会とどのような役割分担をしていくべきなのか、 検討していくこと。
- ・ 地域予算制度がスタートして 2 年が経過する。ここでこの制度の検証をする 必要がある。